

地震関係のお知らせ

震災に係る税務証明などの手数料免除

被災した家屋(自己の居住用に限る)の修繕または建て替えのための資金融資を受ける際に必要な▶所得・課税証明書▶納税証明書▶資産証明書▶住民票▶印鑑登録証明書一の交付手数料を免除します。

◇免除期間…24年3月31日④まで
◇問い合わせ先…本庁税務課 ☎⑧241 (住民票、印鑑登録証明書については本庁市民課 ☎⑧8310) または各支所市民課

国民年金保険料の免除

被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた人などは、本人からの申請により、国民年金保険料が全額免除されます。

◇必要な書類…免除申請書に被災状況届(国民年金保険料免除申請用)を添付してください(用紙は市役所または年金事務所にあります)。

◇提出先…市役所または年金事務所
◇申請期間…7月31日④まで
◇問い合わせ先…一関年金事務所 ☎②4246

医療機関などでの窓口負担

次のいずれかに該当する人は、その旨を医療機関などの窓口で申し出た場合、5月31日④まで、一部負担金の支払いが免除されます。

◇対象…▶住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした▶主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った▶主たる生計維持者の行方が不明である▶主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した▶主たる生計維持者が失職し、現在収入がない▶原子力災害対策特別措置法の規定による避難を行った一人

※上記の事由に該当することが後で判明した場合、お支払いいただいた一部負担金について、保険者から還付される場合がありますので、領収書を大切に保管しておいてください。

◇問い合わせ先…本庁国保年金課 ☎②8343 または各支所市民課

農地・農業用施設の災害復旧に係る費用負担

農地や農業用施設に13万円(査定額)以上の被害を受けた箇所は、農家からの申請により災害復旧工事ができます。農地およびため池、頭首工、パイプラインなどの農業用施設には受益者負担

高齢者福祉乗車券交付事業 対象者が拡大されました

4月から、高齢者福祉乗車券交付事業の内容が変わりました。

外出ししやすい環境を充実し、高齢者の社会参加を促進するため、これまで80歳以上のひとり暮らし高齢者が対象者だったものを次のように拡大し、福祉乗車券を交付します。

■対象者
▽70歳以上のひとり暮らし高齢者
▽70歳以上の高齢者のみ世帯の世帯員
▽障がい者用福

祉乗車券の交付対象者、たとえ同居する70歳以上の高齢者※年度内に70歳の誕生日を迎える人は、誕生日から対象となります。

■対象とならない人
▽一関市の住民として1年以上居住していない人
▽市民税が課税されている世帯に属する人
▽施設に入所中や病院に入院中の人
▽70歳未満の人と同居している人
▽シルバー乗車証を利用する人(大東地域

のみ該当)。
■申請方法
【窓口での申請】本庁社会福祉課および各支所保健福祉課の窓口で申請

▽印鑑・本人確認ができるもの(保険証、運転免許証など)を持参していただき、申請書に必要事項を記入、押印し、申請してください。
▽内容を確認後、その場(窓口)で乗車券を交付します。
【民生委員による代理申請】
▽申請書に必要事項を記入、押印し、地区の民生委員へお渡しください。民生委員が市役所に提出し申請します。
▽内容を確認後、乗車券が市

から民生委員へ交付され、民生委員が申請者に乗車券を配布します。
※民生委員による代理申請は窓口での申請ができない人に限られます。
■福祉乗車券とは?
▽市内の交通機関で使用することができ、金券で指定されたバスとタクシー両方で使用できます。

▽1カ月あたり10000円分(最大で年1万20000円分)を申請月分から交付します。(一括交付となります)
▽金券は100円券と10円券の2種類があり、料金を支払う際に切り取って使用します。

(乗車1回につき複数枚使用可能)
▽利用は対象者本人に限られます。
▽平成23年度分の利用期限は24年3月31日までとなります。
▽紛失・破損・汚損などによる再交付は行いません。
▽乗車券の交付要件に該当しなくなった場合は、乗車券の返還が必要です。

◎問い合わせ先
本庁社会福祉課 ☎②8370 または各支所保健福祉課

障害年金加算運用の見直しによる児童扶養手当の申請

国の法律改正により、障害基礎年金の子の加算の範囲が拡充することに伴って、併せて障害基礎年金の子の加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、子が障害基礎年金の子の加算の対象である場合は支給されません

したが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合

においては、年金受給権者との間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子の加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となりました。

■児童扶養手当と障害年金の加算の間で受給変更ができる場合は…両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害(国民年金または厚生年金保険法1級相当)の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子の加算で受給変更が可能となります。

■児童扶養手当と障害年金の加算の間で受給変更ができない場合は…母子世帯や父子世帯の人は、児童扶養手

当と障害年金の子の加算で受給変更ができません。

23年4月から年金加算の運用の見直しがある人は、児童扶養手当の申請を23年8月末までに行った場合、23年4月から児童扶養手当の支給対象となります。

◎問い合わせ先
本庁児童福祉課 ☎②8357
または各支所保健福祉課

庫による審査あり)
◇融資内容…融資限度額500万円、利率2.79%、返済期間25年、返済方法は元利均等割賦返済(ボーナス併用可)、保証人または保証機関の信用保証が必要、担保は融資による
◇提出書類…印鑑証明書、源泉徴収票、所得証明書、健康保険証(その他、必要に応じて提出書類あり)。

市勤労者生活安定資金貸し付け

緊急に必要な生活資金などの貸付制度です。

◇対象…▶20歳以上で市内に居住▶同一勤務先に勤続1年以上▶市税完納者一のすべてに該当する人(その他、東北労働金庫による審査あり)

◇融資内容…融資限度額100万円、利率3.845%、返済期間5年、返済方法は元利均等割賦返済(ボーナス併用可)、保証人または保証機関の信用保証が必要、担保不要

◇提出書類…印鑑証明書、源泉徴収票、所得証明書、健康保険証(その他、必要に応じて提出書類あり)。

◎申込先…東北労働金庫一関支店 ☎②4540、千厩支店 ☎⑤2283

生活福祉資金特例貸し付け

社会福祉協議会では▶津波被害が報告されている市町村に居住している▶地震発生後、避難所で生活している▶地震発生後、勤務先が休業となり、当面の生活費の確保が困難な一世帯に対して、貸し付けを行っています。詳しくは、お問い合わせください。

◎問い合わせ先…一関市社会福祉協議会 ☎②6020

中小企業者の皆さんへ

り災した市内の中小企業者が次の資金を利用する場合、利子・保証料補給を行います。

◇融資取扱期限…24年3月31日④
◇岩手県災害復旧資金…【限度額】1千万円(期間10年)【利子補給】1.5%(市)【保証料補給】全額(県)※り災証明が必要。

◇岩手県商工観光振興資金…【限度額】併用で1億円(期間:設備15年、運転10年)【利子補給(10年間)】1.5%(市)【保証料補給】全額(市)。※り災証明もしくは売上高が5%以上減少していること。
◎問い合わせ先…本庁商業観光課 ☎②8412

宝くじの助成で整備

布佐神楽保存会



神楽と獅子舞の装束やお面、太鼓、ワイヤレスマイクを整備しました